

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定  
 土地収用法に基づく事業の認定  
 (廃棄物対策課) 一七ハシ  
 (用地課) 一七

### 公示

新税務システム開発及び運用・保守業務委託の仕様書案に対する意見招請に関する公告  
 特定非営利活動法人の設立認証申請  
 県営土地改良事業計画の決定  
 (税務課) 一九  
 (環境生活政策課) 一九  
 (農地整備課) 二〇  
 (林政課) 二〇  
 (同) 二〇  
 (都市政策課) 二一

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる  
ときは翌日)

## 告示

### 岐阜県告示第六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項に規定する指定区域を指定するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年一月十七日

岐阜県知事 古田 肇

### 廃止済産業廃棄物最終処分場に係る指定区域

指定番号	所在地	埋立地の区分
産八九	大垣市十六町字山王七七一番一、七七一番三、七七二番及び七七三番並びに七七四番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)以下「令」という。(第十三条の二第一号に掲げる埋立地)
産九〇番	下呂市門原字三ノセ四〇二番一、四〇三番四〇四番、四〇五番、四〇六番及び四〇七番	令第十三条の二第二号に掲げる埋立地

### 岐阜県告示第七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)以下「法」という。(第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示す

平成二十六年一月十七日

る。

平成二十六年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

中津川市

二 事業の種類

(仮称) 苗木交流センター建設事業

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県中津川市苗木字岡田地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、岐阜県中津川市苗木字岡田地内における「(仮称) 苗木交流センター建設事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、公民館に市役所の地域事務所を併設した複合施設を整備するものであり、法第三条第二十二号に掲げる社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)による公民館及び同条第三十一号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業の起業者である中津川市は、議会の議決を経て予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

中津川市は、新中津川市総合計画(以下「新総合計画」という。)の中で「たくましく生きる人づくり」、「互いに助け合うコミュニティづくり」及び「市民が主役の市役所づくり」の強化を掲げ、生涯学習活動及びコミュニティ活動を推進するとともに、行政への市民参加の促進を図っている。

しかしながら、苗木地域の住民による様々な地域活動の拠点である苗木公民館及び苗木事務所は、昭和四十一年に複合施設として建築された建物であり、老朽化が進行し、現行の耐震基準にも適合していないことから、安全性に問題がある。さらに、エレベーター、授乳室等の施設利用者に配慮した設備がないこと、OA機器等の増加による事務スペースの狭小化といった課題を抱えている。

本件事業は、現在の苗木公民館及び苗木事務所を移転改築するものであり、完成により、安全性の確保、利便性の向上及び業務の効率化が図られるとともに、生涯学習の推進及びコミュニティの形成に寄与するものと認められる。

また、災害時における避難所として位置付けられることから、地域住民の安全・安心の確保にも寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業地の周辺地域は、既に整備された農業振興地域であり、本件事業は、新たに動植物に影響を与える改変を伴わないことから、動植物に与える影響は軽微であると認められる。

また、起業地には、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業の事業計画は、起業地について申請案と他の二案とを社会的、技術的及び経済的な面から総合的に勘案して選定されており、かつ新総合計画に整合していることから、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、現在の苗木公民館及び苗木事務所は、老朽化が進行し、かつ、耐震性も不足していることから安全性に問題があり、できるだけ早期に解消を図る必要があると認められる。

また、地域住民の代表で組織された苗木地域まちづくり推進協議会等から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

中津川市役所定住推進部定住推進課

公 示

新税務システム開発及び運用・保守業務委託の仕様書案に対する意見招請に関する公告

新税務システム開発及び運用・保守業務委託について仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十六年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達役務の名称及び数量 新税務システム開発及び運用・保守業務委託 一式

2 意見の提出方法等

(1) 提出期限 平成26年1月31日(金)午後5時

(2) 提出先 〒500 8570 岐阜市鼓田南二丁目1番1号

岐阜県総務部税務課システム開発係

電話 058 272 1111 (内線2204)

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成26年1月17日(金)から平成26年1月31日(金)までの毎日(県

の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 2の(2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の(2)に同じ。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年十二月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人なかよしクラブみずほ

三 代表者の氏名 北倉 利治

四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞穂市宮田三〇〇番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、スポーツ・文化活動などを通して青少年の健全育成・成人や熟年世代の健康づくり、生きがいづくりをめざし、三世代がともに仲良く育みあう地域づくりに寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名 (東濃1号池)	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
多 治 見 市 役 所		平成二六・一一・一七から 同二六・一二・一七まで

水源地域の指定の区域の縦覧

岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により水源地域を指定したので、同条第四項の規定により、次のとおり水源地域の指定の区域の案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域内の土地の所有権等（条例第二条第二項に規定する所有権等をいう。以下同じ。）を有する者及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、当該水源地域の指定の区域の案について岐阜県知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 水源地域の指定の区域の案及び縦覧場所

市 町 村 名	指 定 の 区 域	縦 覧 場 所
郡上市	次の図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県郡上農林事務所及び郡上市農林水産部林務課

（「次の図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

二 縦覧期間

平成二十六年一月十七日から  
平成二十六年一月三十日まで

三 注意事項

意見書には、次に掲げる事項を記載すること。

- 1 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- 2 指定をしようとする区域内の土地の所有権等又は利害関係を有することを明らかにする事項

水源地域の指定の区域の変更案の縦覧

水源地域の指定の区域を変更したいので、岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号。以下「条例」という。）第十三条第八項において準用する同条第四項の規定により、次のとおり水源地域の指定の区域の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、変更しようとする区域内の土地の所有権等（条例第二条第二項に規定する所有権等をいう。以下同じ。）を有する者及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、当該水源地域の指定の区域の変更案について岐阜県知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 水源地域の指定の区域の変更案及び縦覧場所

市 町 村 名	指 定 の 区 域 の 変 更 案	縦 覧 場 所
恵那市	次の図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県恵那農林事務所及び恵那市経済部林業振興課

（「次の図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

二 縦覧期間

平成二十六年一月十七日から  
平成二十六年一月三十日まで

三 注意事項

意見書には、次に掲げる事項を記載すること。

- 1 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- 2 変更しようとする区域内の土地の所有権等又は利害関係を有することを明らかにする事項

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画下水道

多治見市公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

- 多治見都市計画汚物処理場
- 四号 北丘団地汚物処理場

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

平成二十六年一月十七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社